

東日本大震災に関する自殺者数（令和7年分）

[発見日・発見地ベース]

令和8年1月29日
厚生労働省自殺対策推進室

1. 全国合計及び男女別		(人)	
	合計	男	女
平成23年	55	42	13
平成24年	24	18	6
平成25年	38	23	15
平成26年	22	11	11
平成27年	23	13	10
平成28年	22	15	7
平成29年	26	17	9
平成30年	9	8	1
令和元年	16	10	6
令和2年	5	2	3
令和3年	6	2	4
令和4年	2	2	0
令和5年	4	4	0
令和6年	0	0	0
令和7年1月	0	0	0
令和7年2月	0	0	0
令和7年3月	0	0	0
令和7年4月	0	0	0
令和7年5月	0	0	0
令和7年6月	0	0	0
令和7年7月	0	0	0
令和7年8月	0	0	0
令和7年9月	0	0	0
令和7年10月	0	0	0
令和7年11月	0	0	0
令和7年12月	0	0	0

※平成23年の数字は本計上を始めた6月から12月までを足し上げたものであり、平成24年以降は1月から12月までを足し上げたものである（以降の表についても同様）。

※「その他」は、令和3年までは、「利子・配当・家賃等生活者」、「浮浪者」、「その他の無職者」、令和4年からは、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」。
※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年までは「年金・雇用保険等生活者」、令和4年からは、「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害・介護給付）」、「年金受給者（被扶養者）」、「年金受給者（被扶養者）」。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
※自殺の原因・動機は、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。このため、原因・動機表示数を四半期別に統一するため、過去の統計と直接比較する際には、過去の統計を四半期別に統一する。また、過去の統計と直接比較する際には、過去の統計を四半期別に統一する。